

資料4 - 2

京都議定書目標達成計画の進捗状況の点検
(国土交通省地球温暖化対策の評価)

改定京都議定書目標達成計画における国土交通省地球温暖化対策の評価

	対策名	対策の概要	排出削減量		対策評価指標		評価	対策・施策の追加・強化等
			最新の実績(2007~2010年度) (万t-CO ₂)	目標2010年度 (万t-CO ₂)	最新の実績(2007~2010年度)	目標2010年度		
○運輸部門								
1	環境に配慮した自動車使用の促進(エコドライブの普及促進等による自動車運送事業等のグリーン化)	EMSモデル事業に対する支援等によりエコドライブの取組みを推進高度GPS-AVMシステムの整備支援等を実施し、エコドライブの普及促進を図る	145	139	トラック、バスにおけるエコドライブ関連機器の普及台数 36(万台)	34(万台)	実績のトレンドが概ね見込どおり。	これまで行ってきた施策を引き続き実施。
					タクシーにおける高度GPS-AVMシステム車両普及率 25.7(%)	28(%)		
2	自動車単体対策	グリーン税制等の自動車燃費向上に対するインセンティブ付与によるクリーンエネルギー自動車の普及、2010年燃費基準からの更なる低燃費化(乗用車等について、次期基準である2015年度基準を策定したとともに、重量車においても2015年度基準を策定したことから、2010年度基準からの更なる低燃費化を図る。)	2,295	(上位)2,550	813(原油換算万kL)	940(原油換算万kL)	実績のトレンドが見込みを上回る水準で推移。	平成21、22年度において、経済対策の一環として環境対応車に対する補助(エコカー補助金等)を実施。
				(下位)2,470	CEV普及台数 106(万台)	(上位)233(万台)		
						(下位) 69(万台)		
3	高速道路での大型トラックの最高速度の抑制	大型トラック(車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上)に対し、90km/h以上で走行できないようにする装置を義務付け。	76.4	(上位)96.8	大型トラックの速度抑制装置装着台数 567(千台)	718(千台)	実績のトレンドが概ね見込どおり。	これまで行ってきた施策を引き続き実施。
				(下位)47.1				
4	自動車交通需要の調整	自転車道や自転車歩行者道など自転車走行空間や自転車駐輪場の整備を推進し、自転車利用の促進。	28.8	30	自転車道等の整備延長 2.88(万km)	3.0(万km)	実績のトレンドが概ね見込どおり。	2007年度から自転車通行環境整備モデル地区を指定し、自転車道等の更なる整備を推進。
5	高速道路交通システム(ITS)の推進(ETC)	有料道路におけるETC利用を推進。	22	20	ETC利用率 88(%)	81(%)	実績のトレンドが見込みを上回る水準で推移。	これまで行ってきた施策を引き続き実施。
6	高速道路交通システム(ITS)の推進(VICS)	VICSの普及により交通流が円滑化し走行速度が向上することで、実走行燃費が改善され、自動車からのCO ₂ 排出量を削減。	235	240	VICS普及率 19.8(%)	20(%)	実績のトレンドが見込みを上回る水準で推移。	これまで行ってきた施策を引き続き実施。
7	路上工事の縮減	工事の共同施工や集中工事、共同溝の整備等により、路上工事の縮減を実施。	65	68	1km当たりの年間路上工事時間 94(時間/km・年)	108(時間/km・年)	実績のトレンドが概ね見込どおり。	これまで行ってきた施策を引き続き実施。
8	ボトルネック踏切等の対策	「開かずの踏切」、「自動車ボトルネック踏切」等の解消を推進。	15	18	渋滞損失時間の削減量 1300(万人・時間/年)	1,400(万人・時間/年)	実績のトレンドが概ね見込どおり。	これまで行ってきた施策を引き続き実施。
9	海運グリーン化総合対策	トラック輸送から海上輸送へのモーダルシフトの推進。	132	126	海上輸送量 314(億トンキロ)	312(億トンキロ)	直近の実績は高水準となっているが、今後の動向を注視すべき。	これまで行ってきた施策を引き続き実施。
10	鉄道貨物へのモーダルシフト	CO ₂ 排出量削減等の環境負荷低減に資する、鉄道貨物輸送へのモーダルシフトを促進する。	-2.0	80	鉄道コンテナ輸送トンキロ数 (2000年度からの増分) -0.7(億トンキロ)	32(億トンキロ)	物流量全体の落ち込みの影響を受けており、今後の動向を注視すべき。	これまで行ってきた施策を引き続き実施。

	対策名	対策の概要	排出削減量		対策評価指標		評価	対策・施策の追加・強化等
			最新の実績(2007~2010年度) (万t-CO2)	目標2010年度 (万t-CO2)	最新の実績(2007~2010年度)	目標2010年度		
11	トラック輸送の効率化	車両の大型化及びトレーラー化を推進するとともに、効率の悪い自家用トラックから、より効率の良い営業用トラックへの転換(自営転換)の推進、帰り荷の確保等により、積載率の向上を図る。	1,600	1,389	車両総重量24トン超25トン以下の車両の保有台数 161,400(台)	120,800(台)	実績のトレンドが概ね見 込どおり。	これまで行ってきた施策を 引き続き実施。
					トレーラーの保有台数 88,500(台)	71,100(台)		
					當自率 87.6(%)	87.0(%)		
					積載効率 43.1(%)	44.6(%)		
12	国際貨物の陸上輸送距離削減	外航船舶が寄港可能な港湾の整備等により、最寄り港までの海上輸送を可能とする環境を整備し、トラック輸送に係る走行距離を短縮する。	227	262	国際貨物の陸上輸送削減距離 79(億トンキロ)	92(億トンキロ)	実績のトレンドが概ね見 込どおり。	これまで行ってきた施策を 引き続き実施。
13	省エネに資する船舶の普及促進	環境に優しく経済的な次世代内航船舶(SES)の普及支援施策	1.76	0.94	省エネ船導入実績 22(隻)	33(隻)	実績のトレンドが概ね見 込どおり。	これまで行ってきた施策を 引き続き実施。
14	公共交通機関の利用促進	鉄道新線整備、都市部におけるLRTやBRTの導入、乗継の改善等、総合的に支援する。 また、通勤交通マネジメントについては、従業員の通勤手段をマイカーから公共交通等に転換することを促すため、エコ通勤優良事業所認証制度により、エコ通勤に積極的に取り組む事業所を認証・登録して普及・促進を図る。	327	375	公共交通機関の輸送人員 2,602(百万人)	2,528(百万人)	実績のトレンドが概ね見 込どおり。	これまで行ってきた施策を 引き続き実施。
15	鉄道のエネルギー消費効率の向上	税制優遇措置等により、よりエネルギー効率の高い新型車両への代替を促進する。	84	44	エネルギー消費原単位 2.3(kwh/km)	(上位)2.42(kwh/km)	実績のトレンドが見込み を上回る水準で推移。	これまで行ってきた施策を 引き続き実施。
						(下位)2.60(kwh/km)		
16	航空のエネルギー消費効率の向上	航空保安システムの高度化やエコエアポート等の施策を推進する。	215	191	エネルギー消費原単位 0.0504(L/人キロ)	0.0519(L/人キロ)	実績のトレンドが概ね見 込どおり。	これまで行てきた施策を 引き続き実施。
○業務・家庭部門								
17	住宅の省エネ性能の向上	一定規模以上の住宅の新築時等における省エネ措置の届出の義務付け等を内容とする省エネ法の的確な執行を図るとともに、融資・補助等による支援を行うことにより、住宅の省エネ性能の向上を推進する。	660	930	新築住宅の省エネ判断基準 (平成11年基準)適合率 39(%)	66(%)	実績のトレンドが見込みと比べて低い。	これまでの施策を引き続き実施するとともに、省エネ基準適合義務化に向けた検討など住宅の省エネ性能の向上に係る施策を充実・強化。
18	建築物の省エネ性能の向上	一定規模以上の建築物の新築時等における省エネ措置の届出の義務付け等を内容とする省エネ法の的確な執行を図るとともに、税制特例・補助等による支援を行うことにより、建築物の省エネ性能の向上を推進する。	2,390	2,870	新築建築物(2000m ² 以上)の省エネ判断基準(平成11年基準)適合率 85(%)	新築建築物の省エネ判断基準(平成11年基準)適合率 85(%)	実績のトレンドが概ね見 込どおり。	これまでの施策を引き続き実施するとともに、省エネ基準適合義務化に向けた検討など建築物の省エネ性能の向上に係る施策を充実・強化。
19	下水道における省エネ・新エネ対策の推進	下水道管理者に対し、下水道管理者向け省エネ診断ソフト、下水道における温暖化防止対策の計画策定のためのガイドラインの提示等の技術的支援、新世代下水道支援事業、民間活用型地球温暖化対策下水道事業等国庫補助制度による財政的支援を積極的に実施。	57	90	下水汚泥エネルギー利用率 15(%)	22(%)	実績のトレンドが概ね見 込どおり。	・社会資本整備総合交付金により、新エネルギー利用・省エネルギー化を推進。 ・下水道管理者に対し、下水道における温暖化防止
20	緑化等ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化	屋上緑化の推進等ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた省CO2化を図る。	0.5~2.6	(上位)2.3	屋上緑化施工増加面積 137(ha)	123(ha)	実績のトレンドが概ね見 込どおり。	これまで行ってきた施策を 引き続き実施。
				(下位)0.5				

	対策名	対策の概要	排出削減量		対策評価指標		評価	対策・施策の追加・強化等
			最新の実績(2007~2010年度) (万t-CO ₂)	目標2010年度 (万t-CO ₂)	最新の実績(2007~2010年度)	目標2010年度		
○産業部門(建築施工分野)								
21	建設施工分野における低燃費型建設機械の普及	低燃費型建設機械指定制度を創設、運用を開始し、指定機械を取得する場合の支援措置として融資制度を実施している。	22	20	低燃費型建設機械普及率 33(%)	30(%)	実績のトレンドが概ね見込みどおり。	これまで行ってきた施策を引き続き実施。
○一酸化二窒素(下水道)								
22	下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化	高温焼却を実施する下水道管理者に対する焼却炉の新設・更新等への国庫補助、下水道管理者に対する高温焼却のN ₂ O削減効果に関する情報発信を実施するとともに、高温焼却の基準化を含め検討を実施する。さらに、対象となる下水道管理者に、具体的な燃焼の高度化の実行計画の働きかけ等を行う。	83	126	高分子流動炉の燃焼の高度化の普及率 66(%)	100(%)	実績のトレンドが見込みと比べて低い。	・高温焼却の実施に向けた行動計画を踏まえた取組の実施を促すとともに、社会資本整備総合交付金により焼却炉の新設・更新等を支援。
○温室効果ガス吸収源対策(都市緑化等)								
23	都市緑化等の推進	都市公園の整備、道路、河川その他の公共公益施設での緑地空間の確保、民間開発にともなう緑の確保、「都市緑化月間」等の緑の創出に関する普及啓発などにより、公的主体のみならず市民、企業、NPO等の幅広い主体による緑化を推進する。	71	74	71(千ha)	76(千ha)	都市緑化等については、概ね見込みどおり実施されているが、2008年度以降の値については、京都議定書報告における算定方法が変更されたため、見込みを下回っている。	これまで行ってきた施策を引き続き実施。

対策名	対策の概要	主な取組内容
集約型都市構造の実現	様々な都市機能が集約し、公共交通が中心となる集約型都市構造の実現に向け、大規模集客施設等の都市機能の適正な立地を確保し、中心市街地の整備・活性化による都市機能の集積を促進するとともに、都市・地域総合交通戦略を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画制度による大規模集客施設等の適正な立地の確保等 ・中心市街地の整備・活性化等による都市機能の集積促進 ・都市・地域総合交通戦略に基づく施策・事業の総合的支援 ・平成22年8月に低炭素都市づくりガイドラインを策定し、引き続き普及促進を図る ・環境モデル都市の取り組みに対する支援
街区・地区レベルにおける対策	都市開発などの機会をとらえ、公民協働の取組により二酸化炭素排出量の大幅な削減が見込める先導的な対策をエリア全体、複合建物で導入するなど、街区レベルや地区レベルでの面的な対策を導入することにより低炭素型都市の構築を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・先導的都市環境形成総合支援事業による地区・街区レベルの包括的な支援
エネルギーの面的な利用の促進	エネルギー需要密度の高い都市部においてエネルギーの利用効率の向上を図ることの効果は大きいことから、エネルギーの面的な利用やヒートアイランド対策等により都市のエネルギー環境を改善する。	<ul style="list-style-type: none"> ・エコまちネットワーク整備事業による支援
住宅の長寿命化の取組	持続可能社会の実現に向け、住宅を長期にわたり良好な状態で使用することにより省CO ₂ を含めた環境負荷の低減等に資するため、耐久性、維持管理容易性、一定の省エネ性能等を備えた質の高い住宅の建設と適切な維持管理を推進すること等により、住宅の寿命を延ばす「200年住宅」への取組を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき長期優良住宅の認定を実施とともに、同法において、申請図書の簡素化を実施 ・認定長期優良住宅に係る税制の特例措置(所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税)の実施 ・認定長期優良住宅に係る登録免許税、不動産取得税、固定資産税の特例措置の延長 ・長期優良住宅等推進事業の実施 ・住宅の長寿命化に対応した住宅ローンの実施 ・長期優良住宅等推進環境整備事業の実施 ・多世代利用型超長期住宅及び宅地の形成・管理技術の開発
環境的に持続可能な交通(EST) の普及展開	国土交通省では平成16年6月に策定した国土交通省環境行動計画に基づき、平成16年度から18年度にかけて全国27地域をESTモデル地域に選定し、関係省庁と連携して、地域特性に応じた意欲ある具体的な取組みに対する支援するESTモデル事業を実施している。 今後は、地域の特色を活かしたESTの実現に取り組む自発的な地域に対し、引き続き関係省庁と連携しながら支援していく、全国規模でESTを普及展開していく。	平成16年度から18年度にかけて全国27地域においてESTモデル事業を実施。 平成17年度に「ESTスタートセッション」、平成18年度から毎年「EST普及推進フォーラム」を開催。 平成19年度から自発的な地域のため、「地方EST創発セミナー」を開催。 今後は、ESTモデル事業の成果を取りまとめ、ESTの実施方法について具体的に情報発信する予定。
荷主と物流事業者との協働による 省CO ₂ 化の推進	配送を依頼する荷主と配送を請け負う物流事業者の連携を強化し、地球温暖化対策に係る取組を拡大することで、物流全体のグリーン化を促進するため、以下の施策を行う。 ○省エネ法(「エネルギー使用の合理化に関する法律」) ○グリーン物流パートナーシップ会議 ○物流総合効率化法(「流通業務の効率化及び総合化の促進に関する法律」) ○都市内物流の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネ法(「エネルギー使用の合理化に関する法律」) <ul style="list-style-type: none"> ・輸送事業者に係る措置については、一定規模以上の鉄道、トラック等を保有する607の輸送事業者を特定輸送事業者に指定し、省エネ計画の提出及びエネルギー使用量等の報告を受理。 ・荷主に係る措置についても、一定規模以上の貨物輸送量を有する874の荷主を特定荷主に指定し、省エネ計画の提出及びエネルギー使用量等の報告を受理。 ○グリーン物流パートナーシップ会議 <ul style="list-style-type: none"> ・普及事業等の支援を実施。 ○物流総合効率化法(「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」) <ul style="list-style-type: none"> ・物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の認定件数: 累計153件。 ・ホームページ上における認定事例の紹介(定期的に更新)等、物流総合効率化法のアピール活動の強化。 ○都市内物流の効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・「物流連携効率化推進事業」(90百万円)により、物流の効率化を図る取組を支援。
グリーン経営認証制度	・トラック運送事業、バス事業及びタクシー事業等事業者の環境保全の努力を客観的に証明することにより、取組意欲の向上を図り環境負荷の低減につなげていく。	・京都議定書目標達成計画に合わせ、目標期限を平成24年度までに変更し、対象事業者のうち10%の事業者が認証取得することを目指して情報発信等更なる普及促進に取り組む。現在までに、約5%の事業者が認証を取得。
気候変動に係る研究の推進、観測・監視体制の強化	地球温暖化に係る研究については、気候変動メカニズムの解明や地球温暖化の現状把握と予測及びそのために必要な技術開発の推進策等の研究を、国際協力を図りつつ、戦略的・集中的に推進する。 地球温暖化に係る観測・監視については、温室効果ガス、気候変動及びその影響等を把握するための総合的な観測・監視体制を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・大気、海洋における温室効果ガスの観測・監視体制の強化 ・静止地球環境観測衛星(静止気象衛星「ひまわり」8号、9号)の整備 ・温暖化予測地球システムモデルや雲解像地域モデルの開発による、日本付近の詳細な気候変化予測の実現 ・エアロゾル等による気候変動と温暖化メカニズム解明研究の推進 ・温室効果ガス、オゾン層破壊物質等の常時観測の実施 ・世界各地の温室効果ガスおよび関連ガスの観測データの収集・保存・提供等の業務を行う温室効果ガス世界資料センター(WDCGG)の運営 ・地球温暖化の監視・予測に関する科学的知見の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)等への提供による国際貢献
地球温暖化対策の国際的連携の確保、国際協力の推進	○世界全体のCO ₂ 排出量の23%を占める交通分野において、環境・エネルギー対策に関する国際的な取組を強化すべく、平成21年1月に「交通分野における地球環境・エネルギーに関する大臣会合」を開催し、「低炭素・低公害交通システムの実現」という長期ビジョンの共有やキャバシティビルディング(途上国の能力向上)の強化等による途上国の取組促進等を盛り込んだ大臣宣言が採択された。平成21年6月、大臣宣言の強力かつ着実な実施を図るため、大臣会合参加国・機関等の参加を得て、高級事務レベルのフォローアップ会合を主催し、特に途上国の国内交通分野における気候変動・大気汚染対策の具体的取組を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ○大臣会合、大臣会合フォローアップ会合の開催 ○大臣宣言を受けた具体的な取組の促進・途上国支援の強化に向けた国際協力・連携の強化